

第3回下野市上下水道料金審議会 議事録

審議会等名 令和6年度 下野市上下水道料金審議会
日 時 令和6年12月16日（月） 午後1時30分から3時45分まで
会 場 下野市役所 2階 203会議室
出席者 阪田和哉会長、澤野剛委員、高山芳三委員、稲田正幸委員、長光博委員、
大島義和委員、津野田久江委員、石嶋恵子委員、鈴木久美子委員、
海老原新子委員、伊藤陽一委員、中村清委員、雨堤和子委員、
穴澤美智江委員
【欠席委員】松山裕委員
市側出席者 野口上下水道局長兼企業経営課長、海老原主幹、五月女主査
（事務局）
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 3名
報道機関 なし
議事録（概要）作成年月日 令和6年12月19日

【協議事項等】

1 開会

（事務局） 定刻となりましたので、只今より上下水道料金審議会を始めさせていただきます。
野口局長

今回は、第2回目の資料の最後に提示いたしました下水道の使用料の改定案につきまして、最終的な引き上げの率と金額等について審議をお願いしたいと思います。

なお、今回の審議会で改定の率や金額が決定いたしましたら、次回第4回にて答申案の作成を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は15名の内14名の出席をいただいておりますので、会議の成立要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、第3回下野市上下水道料金審議会を開催いたします。

2 議事

（事務局） さっそく議事に入りたいと思っております。
野口局長 議事進行につきまして、阪田会長よろしくお願いいたします。

(阪田会長) 皆さん、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。
まず、本審議会の会議は、公開となっております。
議事録を公開するうえで、発言者の氏名を明記する都合がございますので、発言の際には最初に氏名をお申し出くださいますよう、よろしくお願いいたします。
では初めに、今回の会議録署名人を指名させていただきます。
会議録署名人に指名された委員は、後日、事務局にて作成される会議録の内容を確認していただき、内容に相違が無い場合は署名をお願いいたします。
それでは、本日の会議録署名人は、大島 義和委員と津野田 久江委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 審議会のスケジュールについて(予定)〈資料1〉

(阪田会長) それでは、これより議事に入ります。
(1) 審議会のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議事(1) 審議会スケジュール(予定)についてご説明いたします。
海老原主幹 資料1をご覧ください。
本審議会は、今年度中に4回の開催を予定しております。
第1回は、令和6年8月30日(金)に開催し、審議内容は「下野市下水道事業の概要について」でありました。
第2回は、令和6年10月4日(金)に開催し、審議内容は「下野市下水道事業の経営状況」でありました。
第3回は、本日、令和6年12月16日(月)、審議内容は「下野市下水道使用料の改定案」であります。内容につきましては、後程ご説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
第4回は、令和7年1月27日(月)午後1時30分から、市役所2階201・202会議室で開催いたします。審議内容は「下野市下水道使用料の答申について」としております。
以上で議題(1)の説明となります。よろしくお願いいたします。

(阪田会長) 只今、事務局から説明していただきました内容について、何かご質問・確認等ありましたら、よろしくお願いいたします。

【質疑なし】

(2) 下野市下水道使用料の改定案について〈資料2〉

(阪田会長) 次の議題に移ります。

(2) 下野市下水道使用料の改定案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議題(2) 下野市下水道使用料の改定案について、ご説明いたします。
海老原主幹 資料2をご覧ください。

まず、ページをめくっていただきまして、最初に目次でございます。本日は大きく2つの項目につきまして、ご説明いたします。

はじめに、1～6ページにつきましては、前回までの資料の内容についてのおさらいになります。

それでは1ページをご覧ください。まず(1) 現行の下水道使用料体系でございます。

下野市の料金体系は、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制としており、また使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を採用しております。

金額につきましては表のとおりとなっております。

下野市は平成23年6月の改定を最後に、13年間変更がない状況となっております。

続いて2ページをお開きください。

汚水量の決め方でございます。

市の上水道のみを使用している場合につきましては、水道使用量と同量のものが下水道使用量となります。

井戸水のみを使用している場合は、使用人数により決定されまして、3人までの場合1人につき1か月当たり7m³、4人目からは1人につき1か月当たり5m³となります。

計算例を載せてありますが、5人家族であった場合ですと、3人×7m³＋2人×5m³の合計31m³となる計算になっております。

水道水と井戸水を併用している場合につきましては、水道使用量と井戸水の認定水量を比較し、多い方の水量が汚水量となる仕組みになっております。

続きまして3ページをご覧ください。

(2) 一般会計繰入金の推移でございます。

公営企業会計に移行した令和元年度からの決算額を記載してございます。

上段につきましては、総務省から繰り出し基準が明確にされております基準内繰入金を記載してございます。こちらは、雨水処理費や分流式に係る経費などが対象となっておりまして、各年度によりばらつきはありますが、約4億円前後を繰り入れている状況となっております。

下段につきましては、事業費の不足分に対して補填されている基準外繰入金となります。内訳につきましては、例えば職員人件費や企業債の償還に要する経費、その他特定財源のない事業費の不足分に充てるものでございます。

基準外繰入金は、事業費不足分に対して100%の繰入はしておらず、一部の補填となっております。

一般会計の予算も厳しい状況が続いているため、少しでも削減できるよう、下水道事業会計の純利益やキャッシュフローなどを注視しまして、繰入金全体の額で調整をしているところでございます。

続きまして4ページをご覧ください。

(3) 下水道使用料の水準であります。

下水道使用料につきましては、国から方針が示されております。

まず1つ目、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」からの抜粋になります。使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月20㎡当たり3,000円を前提として行われていることに留意すること。

2つ目、「全国財政課長・市町村課長合同会議資料」からの抜粋になります。現在の使用料単価では污水处理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が1㎡当たり176円であること等をかんがみ、まずは使用料単価を1㎡当たり150円に引き上げることとされています。

その下、5ページをご覧ください。

栃木県内市町の使用料単価一覧でございます。

こちらは、令和4年度の決算で表示しております。下野市の使用料単価は124.32円となっております。使用料金を変更していないために毎年124円台を推移している状況でございます。下野市は使用料単価で污水处理原価を回収できない事業でございますので、使用料単価を150円まで引き上げるべきとのことでございます。

栃木県内の他の市町の料金改定における資料を確認しましても、ほとんどの自治体におきまして150円をクリアできるような料金案の設定で審議をしている状況でございました。

続きまして、6 ページをお開きください。

(4) 下野市下水道事業会計の課題でございます。

まず第1点目、経営の原則である独立採算が成り立っていないという現状でございます。

その内の1つ目、下水道事業は一般会計繰入金に依存している状況であります。これは一般会計予算を逼迫化させているほか、下水道を使用していない市民の税金も投入されているため公平ではないということでございます。

2つ目、物価高騰による施設維持管理費が増加しており、現在の物価水準に下水道使用料が適合していないといった状況になっております。

3つ目、節水思考や人口減少に伴い、今後は水需要の減少が想定されるといったところでございます。

4つ目、既存施設や設備の老朽化に伴い、今後は改修費用の増加が想定されるという状況でございます。

次に、第2点目下水道使用料単価が低いといった現状でございます。

下野市下水道使用料単価は、先程もご説明しましたとおり、約124円でございます。総務省の基準として、汚水処理原価を下水道使用料で回収できない事業にあっては、1 m³当たり150円に引き上げることとされておりますので、この条件を満たしていないといった状況でございます。

以上、6 ページまでが第2回目までの内容についての振り返りとして説明させていただきました。

それでは、7 ページをご覧ください。

2. 下野市下水道使用料の改定案になります。

まず、(1) 下水道使用料体系の見直しであります。料金体系につきましては、本日の1 ページで現行の二部使用料制度について説明をいたしましたが、国土交通省における下水道経営の在り方検討会におきまして、「将来の有収水量の減少に備えるためには、利用の実態、今後の見通し、費用の構造等を踏まえて、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とする」とされているため、現在の二部使用料制のままとして、現行の料金体系に改定率を乗じる方法が望ましいと思われれます。

続きまして8 ページをお開きください。

ここからが、前回第2回で3パターンを示させていただいた改定案について、端数調整を行ったものの説明となります。

まず改定率を15%引き上げた場合の比較の表になります。

表が3つございます。

1 番上の表につきましては、基本料金及び従量料金について、各区分別税込みでの比較となっております。

上から 2 番目の表につきましては、使用水量別の料金を税込みで比較したものとなっております。なお、この表の 3 行目は使用水量別の改定率を算出し表示をしております。

最後に 1 番下の表につきましては令和 5 年度決算の調定において料金単価を置き換えた場合のシミュレーションとなっております。こちらの表は使用料単価を算出するために税抜の金額となっております。

まず使用料につきましては、令和 5 年度決算に単価を置き換えますと、約 1 億 1, 280 万円の増額となる見込みとなりました。

ここで資料の訂正をさせていただきます。9 ページに下水道使用料は、税込みで…とありますが、税抜きの誤りでございます。これ以降の 20%、25%の記載も税込みとなっておりますが、税抜きとなりますので訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、使用料単価は 145.30 円/㎡、20 ㎡での月使用料単価は 2,948 円となりまして、総務省基準を満たしていない結果となりました。なお、引き上げ率につきましては、平均 16.6%となっております。

次に 10 ページをお開き願います。

こちらは、改定率約 20%に引き上げた場合の比較となります。

まず 1 番上の、基本料金と従量料金の比較、2 番目の使用水量別の料金につきましては表示のとおりとなっております。1 番下の表につきましては、令和 5 年度決算に単価を置き換えた場合のシミュレーションとなります。

この場合ですと、使用料は税抜きで約 1 億 5,030 万円の増額となる見込みとなりました。

続いて、使用料単価は 152.17 円/㎡、20 ㎡での月使用料徴収額は 3,080 円となりまして、こちらの場合ですと総務省基準を満たす結果となりました。また、平均引き上げ率は 22.1%となっております。

次に 12 ページをお開き願います。

こちらは約 25%引き上げた場合の比較となっております。

1 番上の基本料金と従量料金の比較、2 番目の表の使用水量別の料金につきましては記載のとおりとなっております。1 番下の表につきましては、令和 5 年度決算に単価を置き換えた場合になりますが、使用料につきましては約 1 億 8,430 万円の増額となる見込みとなります。

続いて、使用料単価は 158.41 円/㎡、20 ㎡での月使用料徴収額は 3,212 円となりまして、総務省基準を満たす結果となっております。

使用料単価につきましては、令和4年度決算での比較になりますが、5ページの一覧に当てはめると約25%の改定の場合、県内で4番目に高い結果となります。

また、20 m³当たりの使用料も県内で4番目に高い結果となります。

平均引き上げ率につきましては平均27.1%となり、近年の県内での料金改定率の中で最も高いものとなります。

以上、3つのパターンの改定率でのシミュレーションとなります。

続きまして14ページをお開き願います。

(3) 下水道使用料(湯屋、臨時用)の改定案となります。

まず①湯屋用の使用料につきましては改定率15%、20%、25%について基本料金、従量料金を表のとおり記載してございます。

基本料金につきましては、一般用の料金から算出されます。

従量料金は現行料金に改定率を乗じ端数調整をしたものとなっております。

こちらの湯屋用につきましては、一般用の改定率が決定してからこちらに合わせるのがよいと考えております。

なお、現在下野市の下水道使用料の中では湯屋用の料金が適用される使用者はいない状況であります。

次に、②臨時用の使用料になります。

こちらでも現行料金に改定率を乗じ端数調整をしたものとなります。

臨時用も、湯屋用と同様に一般用の改定率に合わせるのがよいと思われます。

続いて15ページをご覧ください。

(4) 井戸水使用者の認定水量になります。

上水・井戸水併用者の1か月1人当たりの平均使用量は令和5年度決算から算出しますと、①1～3人までの使用人数の場合1か月当たり約7.6 m³、②4人以上の場合5.4 m³の使用量でありました。

下水道使用量は検針の際、コンマ以下はすべて切捨てて認定しているため、1～3人の場合ですと7.0 m³、4人以上の場合であれば5.0 m³となりますので、現行どおりの認定水量とするのが望ましいと思われます。

以上で議題(2)の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(阪田会長)
【質疑等】

事務局から説明がありました内容につきまして、ご質問や確認したいことがありましたら、お願いいたします。

(石嶋委員) 6 ページの課題の中に、「節水思考や人口減少に伴う水需要の減少」が挙げられていますが、節水するということは汚水も少なくなるので、汚水を処理する量も減るということですよね。

第1回目、第2回目の審議会において、汚水の処理に一般会計から繰り入れをしていることが大きな課題として言われていますので、処理する汚水が減るということで、この点については下水道事業の課題ではないと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) 汚水処理にかかる費用につきましては、自前の処理場を持つほど多くかかることになります。

汚水処理費だけで考えるならば、汚水量が減れば処理費も減ることとなりますが、一般会計からの繰入金は汚水処理費だけに充てているものではありません。全体を見たときに使用料収入が減るということは、下水道事業の課題だと考えております。

(石嶋委員) 繰入金に関してですが、雨水公費・汚水私費の原則がある中で、私費に対して一般会計からの繰入れがどのくらいされているのかははっきりとした数字で示していただけていないと感じています。

農業集落排水についても、第2回審議会で質問させていただき回答はいただけていますが、説明しつくされていないと感じています。

そういったことから、使用料引き上げの確固たる根拠がないままに、改定案を選ぶことはできないと思っています。

令和4年度下野市下水道事業報告書の中に経費回収率があるかと思えます。

下水道使用料を、公費負担分を除いた汚水処理費で割ったもので、この数字が100%を上回ると使用料収入により汚水処理ができています状態で、使用料水準の妥当性を示すものということですね。

令和4年度の経費回収率をみると、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水のうち、汚水私費の原則をクリアしているのは公共下水道のみということですのでよろしいですね。

(事務局) 経費回収率につきましては、お見込みのとおりです。

海老原主幹 公共下水道については、流域下水道に繋いでいるため負担金のみを納めている状況ですので、経費回収率はよい状況となっております。

農業集落排水につきましては、自前で処理場を持ち処理を行うということで、どうしても負担が大きくなってしまいう状況であります。それに対しては、公共下水道に切り替えることで費用を抑えるよう努力をしております。

す。

一般会計の繰入金につきましては、污水处理費のみでなく、その他の減価却費等にも充てている状況であります。

(石嶋委員) 農業集落排水に関しては、公共下水道に切り替えないと負担が大きすぎるということですね。経理的な面はわかりました。

農業集落排水の元々の目的は、農村地域の汚泥を有機質肥料として耕作地に還元し、水を処理して農業用水として反復利用する循環型の優れたものだという意識で導入されたかと思います。

導入から30年ほど経過したかと思いますが、本来の目的は果たせていたのでしょうか。検証はされていますか。未熟な制度を大々的に取り入れてしまった負担を、最終的に市民が負うことになってしまっています。

上下水道はライフラインなので、市民にとってもとても重要なものであるのに、専門知識を持った人が削られてしまっていることが問題であると思います。優れた目で判断していただかないと、市民にどんな負担がかかってくるかわからないと危惧しています。

農業集落排水事業のための企業債の償還がどのようになっている、今後の債務負担はどのような形になっていくのでしょうか。

補助金だけでは賄えないと思いますので、一般会計から繰り入れるのでしょうか。

(事務局) 農業集落排水の企業債の償還についても、一般会計からの繰入金を充てている状況でございます。
海老原主幹

(事務局) 最初にお話がありました、農業集落排水を導入してから検証がなされていないのではないかとございしますが、当時各町で事業を採択しまして、平成元年ごろから事業に着手したところです。
野口局長

導入により農村地域の活性化を目指すということで始まったものですが、現実にはそうはいかなかったということが現状でございます。

(石嶋委員) 償還が終わっていないものの責任はどかが負うのでしょうか。

(事務局) 事業主体である下水道事業が負うこととなります。

海老原主幹 農業集落排水につきましては、新規の整備を行っておりませんので、残っている債務について償還を行っていく状況でございます。

(石嶋委員) 絡繰りが分かったように思います。

住んでいる人によって、その使用料が妥当であるかどうかという感覚が

変わってくるため、質問させていただきました。

(阪田会長) 現在の資料が、総務省基準の150円／m³を一つの基準にしながら、今どれだけの経費がかかっていて、債務償還も含めてどの程度の支払いが必要かに着目する形にはなっておらず、受益者としてどのくらい支払う必要があるのかわかりづらいというのは確かにあると思います。

(石嶋委員) そこがわからないと、事業者にどれだけ仕事を依頼できるかも判断できないと思いますので、金額を示していただく必要はあると思います。

(阪田会長) 他にご質問、ご確認事項があればお願いします。

(稲田委員) 2点ほどご質問させていただきます。まず一つは、例えば25%としたときに使用料単価が県の中で4番目に高いレベルに推移しますという話だったのですが、まず分からないところが、現状ここで議論しているような話で決定し採用している市町がどこであって、あと数年後に順位がどうなるのかが見えません。

県内市町の使用料単価の表の中の単価が既に適用されているものならば、25%にしても妥当なところかと思います。しかし、どこも適用していなくて、さらに上げますという状況であるなら、今回20%、25%にしたとしても県内では低いレベルになっていることも考えられます。

企業債の返済分も埋まらない状態が続く、またはさらに増えてしまい返済だけで自転車操業をする羽目になるという状況になるのは怖いので、わかっている情報があれば教えていただきたいと思います。

また、令和5年度決算で企業債の返済が6億近くあって不足額が5億ということを前回ご報告いただきましたが、25%等高い率を採用した際に、この悪循環の部分がどういう風に変わっていくのか、推計のようなものを提示いただけるとわかりやすいのですが。

(事務局) 他市町の近年の改定の状況でございますが、7市町が改定を行った、行う予定とのことでございます。

使用料単価につきましては、市町によって状況が異なります。使用料単価が低くても、汚水処理原価を賄えているのかだと思います。安いから駄目、高いから良いということは一概には言えないものになります。

企業債の償還につきましては、借り入ればかり行っていれば当然経営を圧迫しますので、むやみに借り入れを行っているのではなく事業全体の経営を見ながら借り入れているのが現状でございます。

シミュレーション上ではございますが、企業債につきましては今のところ

ろ減っていくような想定をしながら借り入れを行っております。

(稲田委員) ありがとうございました。

少し気になるのが、今後は金利が上がるような噂もありますので、今後の見通しを精査していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(阪田会長) 他はいかがでしょうか。

(中村委員) 先程、第1回目資料の中で令和3年以降に6自治体が改定を行った話がありましたが、最終的な使用料単価の情報はあるのでしょうか。

令和元年に公営企業会計に移ったと思いますが、令和元年度に改定を行った市町はないのでしょうか。

(事務局) 令和5年度中に改定を行った市町もあり、改定前と改定後の単価が入り
海老原主幹 混じっていることもありまして、令和5年度決算からはまだ見えにくい状況でございます。

改定につきましては、令和元年、令和2年に行った市町はない状況です。令和3年度ごろからの物価高騰により、経営が悪化したことにより改定を検討し始めたと考えられます。

(中村委員) 他市町も財政状況は同じかと思いますが、どのように落としどころを
みつけたのか参考になればと思ったのですが、資料としてはないということですね。ありがとうございました。

(阪田会長) 他にはいかがでしょうか。

(大島委員) 地域の方との話の中で下水道使用料の改定の話を出した際に、できれば上げてほしくはないが、50年経過して老朽化している下水道が増えてくる中で、例えば25%上げたときに維持費を含めて、今の子どもたちがちゃんとした施設を使えるだけの財政を確保できるのか。できるのであれば、上げてよいのではないか。との話がありました。また、25%上げたときに幾ら位設備維持費に充てられるか等の説明ができず、本当に大丈夫なのか、できるのかという質問を受けました。

引き上げたときにどの位財政が改善されるのか、どの位何に充てられるのかがわかるとよいと思いました。

引き上げても、維持費が確保できないのであればもっと上げなくてはいけないのではないか。単純に、150円/m³にすることが今回の目標とな

りましたというだけではなく、150円／ m^3 では余るから148円／ m^3 で良いのではないかという話し合いもよいですし、150円／ m^3 で総務省基準は満たしているけれど下野市では農集の費用もかかるので実は160円／ m^3 じゃないと駄目だ、今は賄えるけど次世代の子どもたちにちゃんとした施設を残せないというのであれば、もっと上げるということも提案してほしいとの意見をいただいたところです。

財政状況について、もっと明確に示していただければと思います。

(事務局) まず、一般会計からの繰入金の話は3ページに記載しておりますが、基準外繰入金は近年ですと4億6,000万円から4億7,000万円を毎年繰り入れているところです。

海老原主幹

これは事業費不足分もそうですが、純利益を生み出してインフラを整備する方の会計に積立金として回しているということも含めて、一般会計から繰り入れている状況でございます。

したがって、25%の引き上げで約1億8,430万円増額となっておりますが、まだ2億8,000万円近く足りないわけです。

完全に独立採算をとるということになると、約70%近く使用料を上げなければなりません。それはさすがに現実的ではない改定となります。

今回何%にすれば経営が成り立つというところは、今の下野市の下水道事業の状況ではほど遠い状況です。

一般会計からの繰入金を少しでも減らしていくというところが、第一のステップであると捉えています。

使用料単価を上げることによってインフラの整備がこれだけ進められるということではなく、事業全体の中に繰り入れている一般会計からの繰入金を少しでも減らすことがまず先立って行うことだと考えています。

(大島委員) まだ維持をするには程遠く、繰入金をどれだけ減らせるかを考えるという状況なのですね。

(阪田会長) どのくらい傷んでくるかなど、将来の状況を予測するのは難しいのが現実的にはありますので、今よりさらにお金がかかってしまう可能性もありますし、意外と長く使用できるという場合もあるかと思います。

そこがどうなるかによってということではありますが、現状でもお金が足りていないということですね。

(事務局) 老朽化につきましては第1回目の資料に記載がありますが、現在ストックマネジメント調査を行い、老朽化した部分の調査・診断をしているところ

海老原主幹

ろです。危険度に応じて費用を平準化して修繕を行う予定でございます。

今後、法定耐用年数を過ぎた部分についても同様のことを行いまして、費用を均して支出していく計画でございます。

(事務局) 農業集落排水の話でも出ていましたが、公共下水道への切り替えという
野口局長 のも、クリーンセンターを維持するよりも公共下水道の方へ取り込んでいく方が安価であるということで、徐々に切り替えを行っているところでございます。

(長委員) 農業集落排水の切り替えの話が出ていますが、下野市内では何か所くらい切り替えになっているのでしょうか。

もう1つ、議会でも話がありました上下水道の耐震化について、下水道はまだ16%の耐震化ということでしたが、そういうことも含め、さらに今ある施設の保守メンテナンスについてこれだけの金額がかかるので、これだけ使用料を上げるという説明の方がわかりやすいと思います。

総務省基準の150円/㎡よりさらに上げていかないと賄えないという資料説明があった方がよいと思いますので、補足説明をお願いします。

(事務局) 農業集落排水につきましては、8か所の内、柴地区・柴南東部地区の2
野口局長 か所が切り替わっています。

現在、川西地区の切り替え工事を行っております。

耐震化につきましては、各避難所に対して、水道の方は概ね耐震化が済んでおりますが、下水道の方はまだ2か所できていない場所があります。

今年度耐震化の設計を行っておりまして、来年度より工事に着手していく予定です。

まずは避難所に向けた下水道管渠の耐震化を進めていきます。

(阪田会長) これだけのコストがかかるため、これくらいの料金負担が必要だという
ような資料ならばよかったという話かと思いますが、難しいということでしょうか。

(事務局) コストについては、設計段階であるため、概算費用もまだわかっていない
野口局長 状況です。

(稲田委員) 少しお茶を濁されているように感じます。

どういうことを行っていて、どれだけの費用を考えていて、将来どうなりますという部分を数値で示していただきたい。

例えば企業債の返済、さらなる圧縮化として具体的にどういうものを充

ているのでどうしなければいけないのか、25%に上げたとしても繰入金と同じような額であることに対してどう考えているのかということがまったくわからない。

我々が理解できるようにもう少し見えるようにしていただき、この辺が落としどころですということを示してもらいたいのですが。

(事務局) 海老原主幹 そもそも、下水道事業会計は独立採算が成り立っていないということが根本にございまして、インフラ整備に幾ら必要、維持管理に幾ら必要、企業債の返済に幾ら必要というのももちろんありますが、全体で大きな不足が生じており、一般会計からお金をいただいてどうにか経営を成り立たせている状況です。

まずはその一部を解消するにはどうしたらよいかということを考え、下野市は使用料単価が国の方針を満たしていないため、ひとまずそこまで上げるのも一つの案でございましてという説明になっております。

細かい目標値を申し上げることができないので、皆様にとってわかりづらい資料であることは重々承知しております。

まずは、独立採算が成り立っていない部分を少しでも解消したいというのが市の考えでございます。

(稲田委員) 市として、市民に対して良い方向に向けるために何をしていった方がよいのかという部分を示していただきたいということです。

具体例として、企業債が多く返済額が繰入金の二倍を超えているという状況がある中で、これを抑えないと今後利子が増えるときに状況がさらに悪化するので、ここをまず抑えたいだとか、不足額の中に税金を投入しているのでそういった不均衡な部分をなんとかなくしたい、といったところをはっきり言っていただきたい。

納得できる説明によって、値上げも仕方ないという判断ができる状態になりたい訳です。

委員として他者に説明ができないので、下野市として指針をもって進めていただきたいというところでした。

(石嶋委員) 生活排水処理構想というものも作っていますよね。

その中では、農業集落排水は公共下水道へ統合し、公共下水道区域の整備は完了するという風にしておりまして、整備区域外は個人設置の合併浄化槽整備の促進に努めるとしています。

今までの話は、公共下水道に目が行っていますが、下水道の枠組みの中には合併浄化槽も入っている訳ですよ。ここに対する補助というのも、使用料から回すことになるのでしょうか。

また、個人の話にはなりますが、今まで使用していた浄化槽を撤去し、公共下水道に接続する際の家屋内の配管工事については個人負担でした。個人の負担が大きい訳です。合併浄化槽に係る負担は個人負担となっていますが、その費用負担も公平にしていく方向で検討してはいただけないのでしょうか。

また、公共下水道への接続率はどの位かわかるでしょうか。枿は作っていたとしても、接続しなければ下水道使用料は発生しないのですよね。

使用料収入をいくらかでも上げるためには、接続率を上げることも1つの方法だと思いますので、そのあたりの後押しも必要なのではないかと思います。

(阪田会長) 現在は下水道使用料から浄化槽の補助金に回すような仕組みにはなっていないということでしょうか。

(事務局) そのとおりです。
海老原主幹

(阪田会長) 上下水道会計の難しさ、わかりにくさというのもありますし、今後の下水道事業のビジョンのわかりづらさがあり、どの程度料金の改定を行うと何が変わるのがわからないという指摘がありました。

現状お金が足りないので、料金を何とかしなければという問題意識はある中で、どの程度の料金改定をするべきかの拠り所となる下水道事業の在り方について具体的に示されていない状況であります。

本当は今日ここで、3つの改定案の中からどれかを選ぶというスケジュールでありましたが、今日いただいた意見を伺っていると、今日決定するのは悩ましい状況であると思っております。

(稲田委員) 今示されている3つの中から選ぶのではなく、25%以上というのも増やしてもよいのではないのでしょうか。

他がこうやっているから、下野市も同様にしますという風にしか聞こえません。強い意志をもって、考えを示していただければ納得する部分は納得します。

50%上げなければならないとなったとして、困窮する方もいるかもしれないけれど、そこは市の政策なので仕方がないと我慢できるところもありますので、令和6年の審議会でここまで決めました、そのおかげでこうなりましたと言えるような指針を出していただきたい。

(阪田会長) そういったご意見もあるのではないかと思います。

下野市の置かれている状況に適した料金改定というところを議論したいというところかと思います。

(中村委員) 答申された後、どういうプロセスで最終的に決定となるのでしょうか。

(事務局) 答申が得られた後、市長へ報告します。この報告により即料金改定では
海老原主幹 ございません。その後、議会へも諮ります。

使用料は条例により定められていますので、条例改正を来年度行いまして、市民への周知期間を経て料金改定となります。

(中村委員) 市民への周知はどのような方法を考えていますか。

(事務局) 広報、ホームページ、検針票、検針票と同時にチラシの配布を考えてお
海老原主幹 ります。

(伊藤委員) 今赤字の状態ですが、最終的に黒字にする意志はあるのでしょうか。あるならば、何年ぐらいで料金改定をやっていくのでしょうか。

(事務局) 何年後に独立採算とれるようにしよう、といったビジョンはまだ持てて
海老原主幹 いない状況です。

(伊藤委員) 先程からの農業集落排水の話の中で、公共下水道に切り替えることで費用の節約になるとありましたが、引き算できるのはその8か所の切り替え部分だけですよね。

あとは、老朽化にしても耐震化にしても足し算にしかならないので、もっとちゃんと考えないと、結局子どもの世代になるときはどうかという話になってしまうので、その辺も含めて数字を出していただかないと、良い案だよねという話にはならないと思います。

(雨堤委員) 今日の皆さんのご意見を聞いていて、企業経営という方にすごく傾いていて、水道下水道を利用しながら生活している一般市民としては、もう少し日々の生活にまで下りていただいてもよいのかなと思いながら聞いていました。

今、物価高騰が続く中で公共料金までどんどん上がっていくと本当に生活が逼迫していくのではないかと思います。

かといって、持続可能な経営がなされなくなったらお終いですので、そこはスパンを考えながら段階的に上げていくということも考えていただけたらと思います。

(事務局) 他市町では、急激な値上げは市民への負担が大きすぎるということで、海老原主幹 3年後に上げる方向の検討を前提に答申を出しているところもございます。

(石嶋委員) 水道下水道事業は施設に投資しなければならない事業で、どうしても企業債を作りながらどうにかバランスをとりつつやっていく、そういう事業なのかなと理解しました。十数年料金の見直しがなかった中で、何年後どうなるということを、今、求めることはできるのでしょうか。

見直しを適宜行っていくことが必要で、その内容を住民にわかってもらえるような説明が必要だと思います。

そして、もう一段階上の改定率の案を出してもらってもよいかなと思います。

(長委員) 財政が苦しくなったから1回で大幅に値上げするより、3年に1回報告しながら上げさせてもらう方が理解は得られるのかもしれないですね。

上げる上げないは別にしても、3年に1回は審議するのがよいのかもしれないと思います。

(事務局) 経営戦略の改定を令和9年度までに見直すこととなっていますので、海老原主幹 中で料金改定の必要性についても話題に出てくると考えています。

今まで13年間料金改定がなかったことにつきましては、事業が特別会計で運営していたことが大きいと思っております。令和元年度に企業として経営方式を変えたことにより、財政指標などから経営状況を認識したことが大きいと思っております。

また、経営戦略は3から5年で見直しを行います。

事務局の考えとしましては、事業費は不足しており、下水道使用料で汚水処理原価を賄えていませんので、総務省基準をクリアすることも1つの案ということで、3パターンを提案させていただいたところでございます。

(阪田会長) ちなみに、この総務省基準をクリアするしないにより、市としてのメリットデメリットはあるのですか。

(事務局) 使用料単価ではなく使用料徴収月3,000円につきまして、地方財政海老原主幹 措置、交付税措置に影響してきます。

現在、基準を満たしていないため交付税措置の対象になっていない状況です。

(阪田会長) わかりました。今日、どの案の改定率でいくかということは一旦置いておいて、今回ご指摘いただいた足りない部分の情報をできる限り示していただき、次回改めて皆さんに検討していただいて、決を採るという形にできればと思います。

事務局が示す総務省基準というものにも意味がある訳ですが、一方で今後の下野市の下水道事業の在り方・先行きを考えたときに、どの位の料金での負担が必要なのかということが明確ではないと思います。

事務局にはざっくりとした見通しでもよいので、できる限り示していただければと思います。

これで本日の審議を終了いたします。

次回、引き続き議論させていただければと思います。

では、事務局へお返しします。

3 その他

(事務局) 長時間の審議、ありがとうございました。

野口局長 次回、1月27日(月)の審議会につきましては、経営戦略、今後の事業計画、市内区域ごとの接続状況、徴収率についてお示ししたうえで、再度審議をいただきます。

次回で答申をいただくか、もう1回追加で開催するか、2つの方向性を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

第4回目は1月27日(月)の午後1時30分から、市役所2階201、202会議室で開催いたします。

4 閉会

(事務局) 以上で第3回の審議会を終了させていただきます。

野口局長 本日はありがとうございました。